

## 〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
津市企業立地 促進条例	H18.10 (R3.3まで)	<p>① 工場等(工場、流通施設など)または産業業務施設(事務所、営業所など)を新設・増設または移設するために中勢北部サイエンスシティ内に 9,000 m<sup>2</sup>以上の用地を津市土地開発公社から取得</p> <p>・ただし、中勢北部サイエンスシティ内に新設・増設または移設する工場等または産業業務施設での常時雇用従業員が 10 人以上の場合に限る</p> <p>② 研究開発施設(新たな製品の製造若しくは新たな技術の開発又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的とした試験研究の用に供するもの)を新設・増設するために中勢北部サイエンスシティ内に 9,000 m<sup>2</sup>以上の用地を津市土地開発公社から取得</p> <p>・ただし、中勢北部サイエンスシティ内に新設・増設する研究開発施設での常時雇用従業員が 10 人以上の場合に限る</p> <p>③ 中勢北部サイエンスシティへの産業業務施設の新設・増設または移設</p> <p>・ただし、投下固定資産額1億円以上かつ中勢北部サイエンスシティへの産業業務施設の新設・増設または移設する産業業務施設での常時雇用従業員が5人以上の場合に限る</p> <p>④ 特定地域(公的工業団地、工業専用地域、工場適地等のうち条例で定める地域)への工場等(特定産業以外)の新設・増設または移設(移設は中小企業者のみ)</p> <p>・ただし、【大企業者】新設の場合は投下固定資産額が5億円以上かつ新設する工場等での常時雇用従業員が 20 人以上、増設の場合は投下固定資産額が2億円以上かつ増設する工場等での常時雇用従業員が 10 人以上の場合に限る</p> <p>【中小企業者】新設又は移設の場合は投下固定資産額が1億円以上かつ新設・移設する工場等での常時雇用従業員が 10 人以上、増設の場合は投下固定資産額が 5,000 万円以上かつ増設する工場等での常時雇用従業員が5</p>	<p>用地取得費助成奨励金</p> <p>○対象①または②の場合で、用地取得費相当額の 20/100 を5年間に分割して交付(限度額3億円)</p>
			<p>企業立地奨励金</p> <p>○対象③または④の場合で、固定資産税額相当額を次の割合で3年間交付</p> <p>①初年度 100/100</p> <p>②第2年度 75/100</p> <p>③第3年度 50/100</p> <p>(限度額なし)</p> <p>○対象⑤の場合で、固定資産税相当額の 100/100 を3年間交付(限度額なし)</p>
			<p>研究開発施設立地奨励金</p> <p>○対象⑥の場合で、固定資産税相当額の 100/100 を3年間交付(限度額なし)</p> <p>・中勢北部サイエンスシティ及びニューファクトリーひさい工業団地の土地を取得する場合については、土地、建物及び償却資産が対象</p> <p>・特定地域(中勢北部サイエンスシティ及びニューファクトリーひさい工業団地を除く)については、建物及び償却資産が対象</p>
			<p>外国企業事業所開設準備奨励金</p>

		<p>人以上の場合に限る</p> <p>⑤特定地域(公的工業団地、工業専用地域、工場適地等のうち条例で定める地域)への工場等(特定産業)の新設・増設または移設</p> <p>・ただし、新設・移設の場合は投下固定資産額1億円以上かつ新設・移設する工場等での常時雇用従業員が5人以上、増設の場合は投下固定資産額 5,000 万円以上かつ増設する工場等での常時雇用従業員が5人以上の場合に限る</p> <p>⑥研究開発施設の特定地域(公的工業団地、工業専用地域、工場適地等のうち条例で定める地域)への新設・増設</p> <p>・ただし、投下固定資産額が1億円以上かつ新設・増設する研究開発施設での常時雇用従業員が5人以上の場合に限る</p> <p>⑦本市区域内への産業業務施設等(産業業務施設、工場等または研究開発施設)の新設に係る準備のために本市区域内の事務所を賃借する外国企業</p> <p>※特定産業:日本標準産業分類大分類製造業のうち中分類:食料品製造業、プラスチック製品製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機器製造業、輸送用機械器具製造業</p>	<p>○対象⑦の場合で、あのつピ ア等の3カ月分の賃借料相当額を交付(限度額 100 万円)</p> <p>※用地取得費助成奨励金と企業立地奨励金または研究開発施設立地奨励金は重複して交付できない</p>
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
四日市市企業立地 促進条例	H12.4	<p>新設・増設</p> <p>○製造業</p> <p>・日本標準産業分類大分類E(製造業)</p> <p>投下固定資産総額が5億円以上(中小企業者等は2,000万円以上)であり、かつ償却資産にかかる投下額が5,000万円以上(中小企業者等は2,000万円以上)。</p> <p>・IoT, AI等を導入するスマート化事業であつて、製造業を主たる事業とする事業者が関与し、投下固定資産総額が2億円以上(中小企業者等は2,000万円以上)であり、かつ償却資産に係る投下額が5,000万円以上(中小企業者等は2,000万円以上)。</p> <p>・電気事業であつて、製造業を主たる事業とする事業者が関与し、投下固定資産総額が20億円を超えるもので、太陽光発電設備の設置は除く。</p> <p>○重点分野にかかる事業</p> <p>①次世代電池に係る事業</p> <p>②次世代半導体に係る事業</p> <p>③バイオテクノロジー・健康医療に係る事業</p> <p>④新原料・新燃料への転換に対応する事業</p> <p>⑤次世代モビリティに係る事業</p> <p>⑥次世代ロボットに係る事業</p> <p>⑦高シェア製品を市内における国内拠点事業所において製造する事業</p> <p>⑧臨海部コンビナート地区における企業内空地を活用する事業</p> <p>⑨市外からの新規立地に関する事業</p> <p>⑩臨海部コンビナート地区立地企業の2者以上による企業間連携事業</p> <p>⑪物流倉庫の集約化事業</p>	<p>立地奨励金</p> <p>○交付額</p> <p>固定資産税額・都市計画税額に相当する対象税額の累計が10億円までは交付初年度1/2、2年目及び3年目は2/3、10億円を超える部分は1/10(中小企業者の場合は対象施設の事業所税資産割相当額も対象)</p> <p>※重点分野にかかる事業は、交付初年度も2/3とする</p> <p>令和7年3月31日までの時限措置</p> <p>○期間 3年間</p> <p>○限度額 1指定につき10億円</p>

		<p>⑫その他市長が特に必要と認める事業</p> <p>           新增設のための投下固定資産総額が、2億円以上(中小企業者等は 2,000 万円以上)であり、かつ償却資産にかかる投下額が 5,000 万円以上(中小企業等は 2,000 万円)であること            ○ものづくりを支えるソフト事業(中小企業者等に限る)            ①ソフトウェア業            ②情報処理・提供サービス業            ③デザイン業            ④機械修理業            ⑤機械設計業            ⑥エンジニアリング業            ⑦研究開発支援検査分析業            新增設のための投下固定資産総額が2,000万円以上            ○公的工業団地、鈴鹿山麓リサーチパーク新規進出企業            新增設のための投下固定資産総額が2,000万円以上であり、かつ償却資産にかかる投下額が2,000万円以上            ○物流施設を立地する事業            新增設のための投下固定資産総額が5億円以上(中小企業者等は3億円以上)であり、かつ償却資産にかかる投下額が 5,000 万円以上、ただし、償却資産にかかる投下額は、機械及び装置、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品の合算額         </p>	
四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱	H15.8	<p>【投資額要件】</p> <p>○一般分 研究施設のうち償却資産の取得価額の合計額が 3,000 万円以上</p> <p>○拡充分 研究施設のうち償却資産の取得価額の合計額が1億円以上。同一事業所内で研究開発から商用生産までを一貫して行い、国内における</p>	<p>民間研究所立地奨励金</p> <p>○一般分 研究施設奨励事業に係る家屋及び償却資産の取得価格の合計額について、2億円以下の部分は 10%、2億円を超える部分から 20 億円以下の部分は5%、20 億円を越える部分は1% 上限 3億円</p>

	<p>る拠点事業所として、維持・発展していく具体的な事業計画があること</p> <p><b>【その他要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市税を滞納していないこと</li> <li>○研究施設を新增設する事業であること</li> <li>○以下の分野のいずれかに該当すること</li> <li>・次世代電池に係る研究開発</li> <li>・次世代半導体に係る研究開発</li> <li>・環境浄化分野の製品・技術の研究開発</li> <li>・バイオテクノロジー・健康医療の研究開発</li> <li>・新原料・新燃料への転換に対応する研究開発</li> <li>・次世代モビリティの研究開発</li> <li>・次世代ロボットの研究開発</li> <li>・臨海部コンビナート地区立地企業2者以上の企業間連携による研究開発</li> <li>・既存製品から高付加価値型製品への転換を図るための研究開発</li> </ul> <p>※研究施設奨励金の交付対象事業(新設)において、操業開始日から3年後の日までに研究施設を増設する場合も対象となる</p>	<p>○拡充分</p> <p>研究施設奨励事業に係る家屋及び償却資産の取得価格の合計額について、2億円以下の部分は15%、2億円を超える部分から20億円以下の部分は8%、20億円を超える部分は2% 上限 3億円</p> <p>令和7年3月31日までの時限措置</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

24203

三重県

伊勢市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
新增設 資本金 1,000 万円以下又は個人 500 資本金 5,000 万円以下            1,000 資本金 5,000 万円超                2,000 (半島振興法)	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
伊勢市工場等 立地促進条例	H23.7	1. 対象者【各奨励金共通】 下記ア～エ)について伊勢市内に工場等を新設、増設又は移設する事業者 ア) 物品の製造(加工及び修理を含む)施設 イ) 研究開発、試験、分析又は検査施設 ウ) 情報サービス業等に属する事業に供する施設 エ) ホテル業  2. 交付要件【各奨励金共通】 ア)～エ) 投下固定資産1億円以上(中小企業 5,000 万円以上) エ) 300 m <sup>2</sup> 以上の広間があること、洋式の客室が 100 室以上あること	設備投資奨励金 対象期間に取得した土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税額相当額 交付期間: 基準年度から3年間、ただし、新規常時雇用従業員数が以下の要件を満たす場合は5年間 ・市内に工場等がある事業所 10 人以上(中小企業5人以上) ・市内に工場等がない事業所 20 人以上(中小企業 10 人以上) (限度額3億円)

	<p><b>【用地取得奨励金の要件】</b>  ア)、イ)、ウ)  市内の土地を 3,000 ㎡以上購入  エ) 市内の土地を購入(面積要件なし)  ア)～エ)  新規常時雇用従業員数5人以上(中小企業3人以上)</p>	<p>用地取得奨励金  用地取得費又は本市が行なう土地  鑑定評価額を比較して低い額の  30/100  (限度額3億円)</p>
	<p><b>【雇用奨励金の要件】</b>  ア)～エ)  新規常時雇用従業員数(伊勢市に住民票があるもの  に限る)5人以上(中小企業3人以上)  上記従業員を操業開始日から起算して1年以上継続  雇用していること  雇用保険法の被保険者として確認できること</p>	<p>雇用奨励金  伊勢市在住の新規常時雇用従業員  の数に 20 万円を乗じた額(限度額  4,000 万円)</p>

詳しくはこちら([伊勢市ホームページ](#))

24204

三重県

松阪市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①資本金の額が 1,000 以下 取得価格 500 以上のもの ②資本金の額が 1,000 を超 5,000 以下 取得価格 1,000 以上のもの ③資本金の額が 5,000 以下 取得価格 2,000 以上のもの ※農林水産物等販売業、情報サービス業等 500 以上のもの	—	不均一課税	固定資産税	3年間
取得価格 10,000 超	—	課税免除	固定資産税	3年間
取得価格 2,700 超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
松阪市企業立地促進条例	H19.4	<p>○企業立地促進奨励金</p> <p>松阪市内で企業が工場等の立地のために用地取得した場合に交付。</p> <p>①対象業種は、日本標準分類の製造業及び自然科学研究所であること。</p> <p>①用地取得面積が5,000㎡以上、ただし5,000㎡以上から10,000㎡未満の範囲の場合は投下固定資産総額(用地取得費を除く。建物付土地の場合は、その取得費を除く。)が1億円以上であること。</p> <p>②用地取得面積10,000㎡以上の場合は投下固定資産総額(用地取得費を除く。建物付土地の場合は、その取得費を除く。)が2億円以上であること。</p> <p>③工場等の用地取得後2年以内に当該工場等の操業をすること。(未造成用地は、造成完</p>	<p>○製造、研究(製造を伴う施設に限る)及び新エネルギー関連施設</p> <p>用地取得費又は不動産鑑定額の、いずれか低い方の額の25%相当額を5年分割で交付。</p> <p>○研究(製造を伴わず、かつ、単独で立地する施設に限る)及び流通施設</p> <p>用地取得費又は不動産鑑定額の、いずれか低い方の額の20%相当額を5年分割で交付。</p> <p>(交付限度額2億円)</p>

		<p>了後2年以内)</p> <p>④工場等の立地に際して、常用被雇用者数が10人以上(中小企業の場合は、5人以上。)であること。常用被雇用者については、障がい者や高齢者雇用に努力するものとする。</p> <p>⑤松阪市が誘致した企業(工場立地協定及び公害防止協定の締結)</p>	
		<p>○地域資源活用化立地促進奨励金</p> <p>松阪市内で企業が工場等の立地のために用地取得した場合に交付。</p> <p>松阪市における地域資源(農業、林業、漁業等。)の原材料を活用し、地域特産品を製品化することによって、新たな事業展開をすることにより立地した企業であること。</p> <p>①対象企業は、日本標準分類の製造業、自然科学研究所であること。</p> <p>②工場等の立地に際して、常用被雇用者数が5人以上であること。常用被雇用者については障がい者や高齢者雇用に努力するものとする。</p> <p>③工場等の用地取得後2年以内に当該工場等の操業をすること。(未造成地は、造成完了後2年以内。)</p> <p>④用地取得面積が1,000㎡以上とする。ただし、1,000㎡以上から5,000㎡未満の範囲の場合は投下固定資産総額(用地取得費を除く。建物付土地の場合は、その取得費を除く。)が2,500万円以上であること。</p> <p>⑤用地取得面積5,000㎡以上の場合は投下固定資産総額(用地取得費を除く。建物付土地の場合は、その取得費を除く。)が5,000万円以上であること。</p> <p>⑤松阪市が誘致した企業(工場立地協定及び公害防止協定の締結)</p>	<p>○用地取得費又は不動産鑑定額の、いずれか低い方の額の30%相当額を5年分割で交付。</p> <p>(交付限度額2億円)</p> <p>この他、広告媒体費として事業所の概要及び自社製品のパンフレット作成と新規従業員求人募集広告ならびに電子媒体広告(ホームページ等)に係る経費を奨励金として交付する。限度額は300万円とする。</p> <p>企業立地促進奨励金及び地域資源活用化立地促進奨励金の各奨励金は重複して申請することができない。</p>

24205

三重県

桑名市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
桑名市企業等誘致促進条例	H16.12	○準工業地域、工業地域及び工業専用地域、その他 市長が特に認めた地域への新設、増設、移転 ①製造業又は植物工場 ・投下固定資産額 1億円以上 (大企業は5億円以上) ②研究施設等 ・投下固定資産額 3億円以上 ③情報通信業 ・投下固定資産額 1億円以上 ④市内住工混在地域の中小企業の移転 ・投下固定資産額 1億円以上	奨励金 ○固定資産税額の 1年目 100/100 2年目 75/100 3年目 50/100 限度額:1億円/年 (同一事業者交付限度額:3億円)
	R2.9	○定住促進奨励金 ・桑名市企業等誘致促進条例で指定した企業 ・操業開始日から操業開始日後2年に当たる日までの期間で、次のいずれかに該当し、1年以上継続勤務すること (1)市内に住所を有する新規雇用常用従業員 (2)1年以上市内に住所を有する新規転入常用従業員	○一人あたり30万円 限度額:5,000万円 (同一事業者交付限度額:1億円)
桑名市宿泊施設誘致促進条例 (R7.3.31まで)	R1.9	○桑名市企業等誘致促進条例で指定した宿泊施設 ・次のいずれかに該当すること ア建築面積 1,000㎡以上で、次のいずれかに該当すること (1)コンベンションホール(床面積350㎡以上)を備えること (2)標準的な客室面積20㎡以上 イ標準的な客室面積40㎡以上	○取得額(※)の10% ※土地、宿泊施設の固定資産税評価額、又は、投下固定資産額のどちらか低い方 限度額:1億円 (同一事業者交付限度額:3億円)

詳しくはこちら([奨励制度詳細](#))

24207

三重県

鈴鹿市

## 〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
鈴鹿市工業振興条例	S61.10	<b>【対象】</b> ○製造業, 運輸業(加工, 組立て及びこん包を伴うものに限る。)又は情報通信業の用に供する施設, 又は循環型社会形成推進基本法第2条第4項に規定する循環的な利用に必要な施設  <b>【要件】</b> ①新設・全部移転 ・投資額 3億円以上 (中小企業 1億円以上) ・常用被雇用者数 10人以上 ②増設(研究開発事業以外) ・投資額 1億円以上 (中小企業 3,000万円以上) ・新規常用被雇用者数 5人以上 ③増設(研究開発の事業の用に供する) ・投資額 5,000万円以上 (雇用要件なし)	工場等設置奨励金 ○前年度納付した当該部分の固定資産税を5年間交付 第1年度～第5年度 10/10 ※限度額は用地取得費助成金と合わせて3億円 ○用地取得費助成金を併用する場合は、前年度納付した当該部分の固定資産税を3年間交付 第1年度～第3年度 10/10 ※限度額は用地取得費助成金と合わせて3億円  特例 ① 成長産業特例 ・次世代自動車関連分野・・・期間を6年間(用地取得助成金の交付を受けるものは4年間), 限度額を10億円とする。 ・航空宇宙関連分野, ヘルスケア関連分野・・・期間を6年間(用地取得助成金の交付を受けるものは4年間), 限度額を5億円とする。 ② 友好都市特例・・・海外からの進出企業のうち, 友好都市の所在する国(アメリカ・フランス)からの進出する企業については, 期間を6年間(用地取得助成金の交付を受けるものは4年間)にし, 限度額を5億円とする。
		○工場等設置奨励金の奨励措置の認定を受けた工場等を設置するに当たり, 当該工場等のために 9,000 m <sup>2</sup> 以上の用地を取得し, 2年以内に着工した場合	用地取得費助成金 ○用地取得面積に応じた3年間の分割交付 ・9,000 m <sup>2</sup> 以上 取得費の10% ※限度額は工場等設置奨励金と合わせて3億円
		○工場等設置奨励金の奨励措置対象者かつ中小企業者で、金融機関から資金の借入を行った場合	利子補給金 ○金融機関から借り入れた投資額に係る支払利子の一部を3年間交付 ○限度額は1,000万円

	<p>○工場等設置奨励金の奨励措置対象者かつ場等の新設・増設に対して、市民又は本市に転入した常用被雇用者を雇った事業者</p>	<p>雇用奨励金</p> <p>○事業者が雇用者数認定期間(当該工場等の設置に係る操業を開始した日を含む 90 日前から当該操業を開始した日の翌日から 180 日後までの期間をいう。)に新たに雇用した市民又は本市に転入した者であって、常用被雇用者であるものの数に 30 万円を乗じて得た額を交付</p> <p>○限度額は 5,000 万円</p>
	<p>○工場等設置奨励金の奨励措置対象者かつ工場敷地面積の 15%以上の緑化を行った場合</p> <p>ただし、工場立地法第6条第1項に規定する特定工場は除く</p>	<p>緑化推進助成金</p> <p>○当該緑化に直接要した経費の 30%以内の額を交付</p> <p>○限度額は 300 万円</p>

24208

三重県

名張市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
名張市先端産業立地促進条例	H22.6	<ul style="list-style-type: none"><li>○先端的な技術を利用した物品の製造又は研究開発を行う事業(情報通信、医療・健康・福祉、環境・エネルギー)</li><li>○新設の場合は、3,000 m<sup>2</sup>以上の用地を取得又は賃借し、2年以内に着工するもの</li><li>○増設の場合は1,000 m<sup>2</sup>以上の施設の増加を伴うもの</li><li>○施設取得額(固定資産税課税対象に限る)が、合計 5,000 万円以上</li><li>○10 名以上の市内在住者の新規雇用</li></ul>	○3年間にわたり、固定資産税相当額の奨励金を交付

24209

三重県

尾鷲市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 資本金 1,000 万円以下 500 資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下 1,000 資本金 5,000 万円超 2,000	—	不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
尾鷲市企業助成条例	S36.8	○企業の設立・拡張 ①投資額(土地を除く)1億円以上で、常用従業員数が50人以上 ②前号のほか、市長が特に必要と認め、議会の議決を経たもの	助成金等 ①市税の減税 ②助成金の交付 ③敷地、道路、排水事業に対する協力 ④公害防除施設に対する援助。 ⑤その他必要と認める事項。
尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例	H17.12	○みえ尾鷲海洋深層水を大口分水する事業者で深層水の利用促進上、必要があると認められるときなど	優遇措置等 ① 使用料を減免

24210

三重県

亀山市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
亀山市産業振興条例	H17.1	<p>○市内における事業所の新設、増設、移設</p> <p>①投下固定資産総額 5億円以上 新規雇用者 15人以上 ※中小企業者(物流保管施設以外)の増設、移設 投下固定資産総額 1億円以上 増設、移設前の雇用者数以上</p> <p>②投下固定資産総額 200億円以上 新規雇用者 100人以上 (新設、増設のみ)</p> <p>③投下固定資産総額 600億円以上 新規雇用者 300人以上(申請日から5年内) (新設のみ)</p>	<p>企業立地奨励金</p> <p>①交付額 各年度における指定施設に係る固定資産税相当額の50%+土地取得価額相当額の10%×1/3 ※物流保管施設 各年度における指定施設に係る固定資産税相当額の50% 交付期間 3年間 各年度の限度額 1億円</p> <p>②交付額 各年度における指定施設に係る固定資産税相当額の70% 交付期間 5年間 各年度の限度額 2億円</p> <p>③交付額 各年度における指定施設に係る固定資産税相当額の90% 交付期間 5年間 各年度の限度額 9億円</p>

24211

三重県

鳥羽市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 製造業、旅館業、農林水産物等販売業 2,700	—	課税免除 (要件あり)	固定資産税	3年間
新增設 製造業、旅館業(市内全域) 資本金 1,000 万円以下⇒500 資本金 5,000 万円以下⇒1,000 資本金 5,000 万⇒2,000 情報サービス業、農林水産物等販売業(離島地区) 500	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
鳥羽市企業誘致促進条例	H13.3	○工場新設または増設する場合で投下固定資産額が1億円以上かつ従業員が常時20人以上(中小企業は10人以上)で、市長が適当と認めたもの	奨励金 ○固定資産税額(土地、家屋及び償却資産) 1年目 100/100 2年目 75/100 3年目 50/100 ○期間 3年間
—	—	○製造業、学術・開発研究機関等を営み、松尾第2期工業団地に新たな施設を設置するもの ○投下固定資産額が5,000万円以上 ○常時雇用される従業員数(市内に住所を有する者)が20人以上(中小企業にあつては10人以上)純増すること	奨励金 (上記奨励金との重複はなし) ○用地賃貸の場合 建物・設備にかかる固定資産税 100%相当額を3年間補助 ○用地取得の場合 土地・建物・設備の固定資産税 100%相当額を最長10年間補助

—	—	<p>○松尾第2期工業団地に新たな施設を設置するもの</p> <p>○投下固定資産額が 5,000 万円以上</p>	<p>事業用借地権制度</p> <p>○用地の賃貸料 10 年間無料</p> <p>○11 年目以降、20 年目までは、譲渡価格×1.3%+土地にかかる固定資産税額 (54 円/月/㎡)にて賃貸可能</p>
---	---	------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

24212

三重県

熊野市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造の事業、旅館業(下宿営業を除く) 新增設 ・資本金 1,000 万円以下の法人 500 ・資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人 1,000 ・資本金 5,000 万円超の法人 2,000  半島振興法第 17 条第 2 号から第 4 号に掲げる事業 新增設 500	—	不均一課税	固定資産税	3年間
製造の事業、農林水産物販売業(過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。)、旅館業(下宿営業を除く) 新增設 2,700 を超える	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
熊野市企業立地促進 雇用創出奨励金交付 要綱	H29.6	<b>【対象業種】</b> ●日本標準産業分類に規定する大分類 E に分類される製造業 ●日本標準産業分類に規定する大分類 M の中分類 75 のうち小分類 751 に分類される旅館、ホテル ●日本標準産業分類に規定する大分類 H の中分類 44 に分類される道路貨物運送業、農林水産物等販売業、新製品の開発研究等を行う業務 ●その他市長が特に必要があると認める事業 <b>【立地形態】</b>	<b>【奨励金の額】</b> 投下固定資産額の 10% <b>【奨励金の限度額】</b> ●常用雇用の増加数が 5 人以上 10 人以下の場合…1億円 ●常用雇用の増加数が 11 人以上 20 人以下の場合…2億円 ●常用雇用の増加数が 21 人以上の場合…3億円

		<p>新設又は増設</p> <p><b>【投資額の下限】</b></p> <p>●新規投資 1億円(現に市内で事業を営んでいる場合は 5,000 万円)以上</p> <p>●再投資 1,000 万円以上</p> <p><b>【雇用に関すること】</b> 常用雇用者(事業者の就業規則等に規定する正社員であって、期間の定めのない雇用契約を締結し、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入した者で、継続して市内に住所を有する者)を一定数増加させること</p> <p><b>【その他】</b> 操業及び雇用状態を5年以上継続すること</p>	
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

24215

三重県

志摩市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
設備等の新增設 製造業、旅館業(市内全域) 資本金の額    取得価格 1,000万円以下→500万円以上 5,000万円以下→1,000万円以上 5,000万円超 →2,000万円以上 製造業、旅館業(離島地域) 資本金の額    取得価格 5,000万円以下→500万円以上 1億円以下→1,000万円以上 1億円超 →2,000万円以上 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 (市内全域) 取得価格 500万円以上	—	不均一課税	固定資産税	3年間

24216

三重県

伊賀市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
伊賀市工場誘致条例	H16.11 H18.4 H22.4 H24.7	<p>〈対象地域〉</p> <p>①ゆめぼりす伊賀クリエイランド</p> <p>②その他公的用地</p> <p>③三重県メディカルバレー構想に基づく業種 (市内全域)</p> <p>④市内に本店の所在地を定め、地域社会経済団体等に参加するなど、地域経済の振興に寄与する者(市内全域)</p> <p>〈対象企業〉</p> <p>上記①②④: 産業大分類E(製造業)、F(電気、ガス、熱供給、水道業)、G(情報通信業)(一部除外するものの指定あり)</p> <p>上記③: 医療、医薬、化粧品、福祉用具、健康食品、健康機器産業等</p> <p>※上記①②③④のいずれかに該当する工場を対象とする</p> <p>〈主たる要件〉</p> <p>1.投下資金総額 2,500 万円以上</p> <p>2.当該事業の用に供したことに伴い、増加する被雇用者(日々雇い入れられる者を除く)のうち、市内に住所又は居住地がある者の数が6人以上(雇用保険法第9条の確認を受けた者であること)</p> <p>3.市税が期限内納付されている者</p> <p>4.その他 細目の要件あり</p>	<p>立地奨励金(特例)</p> <p>○機械、装置、工場用の建物及びその敷地である土地に賦課された固定資産税額の、</p> <p>第1年度 10/10</p> <p>第2年度 10/10</p> <p>第3年度 10/10</p> <p>※上記合計額に基づく予算の範囲内の額で、3カ年間交付</p>
		<p>〈対象地域〉</p> <p>市内全域</p> <p>〈対象企業〉</p> <p>産業大分類E(製造業)、F(電気、ガス、熱供給、水道業)、G(情報通信業)(一部除外する</p>	<p>立地奨励金</p> <p>○機械、装置、工場用の建物及びその敷地である土地に賦課された固定資産税額の、</p> <p>第1年度 10/10</p>

		<p>ものの指定あり)</p> <p>※上記のいずれかに該当する工場を対象とする</p> <p>〈主たる要件〉</p> <p>1.投下資金総額 2,500 万円以上</p> <p>2.当該事業の用に供したことに伴い、増加する被雇用者(日々雇い入れられる者を除く)のうち、市内に住所又は居住地がある者の数が6人以上(雇用保険法第9条の確認を受けた者であること)</p> <p>3.市税が期限内納付されている者</p> <p>4.その他 細目の要件あり</p>	<p>第2年度 7.5/10</p> <p>第3年度 5/10</p> <p>※上記合計額に基づく予算の範囲内の額で、3カ年間交付</p>
		<p>〈対象地域〉</p> <p>ゆめぼりす伊賀クリエイトランド</p> <p>〈対象企業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業大分類E(製造業)、F(電気、ガス、熱供給、水道業)、G(情報通信業)(一部除外するものの指定あり)</li> <li>・医療、医薬、化粧品、福祉用具、健康食品、健康機器産業等</li> </ul> <p>※上記のいずれかに該当する工場を対象とする</p> <p>〈主たる要件〉</p> <p>1.投下資金総額 2,500 万円以上</p> <p>2.当該事業の用に供したことに伴い、増加する被雇用者(日々雇い入れられる者を除く)のうち、市内に住所又は居住地がある者の数が6人以上(雇用保険法第9条の確認を受けた者であること)</p> <p>3.市税が期限内納付されている者</p> <p>4.その他 細目の要件あり</p>	<p>用地取得助成金</p> <p>○指定工場に係る用地取得費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3,000 m<sup>2</sup>以上の用地を取得した者</li> </ul> <p>2.5/10</p> <p>※上記により算出した額を工場稼働の翌年度から10年間に分割して交付</p>
		<p>〈対象地域〉</p> <p>市内全域</p> <p>〈対象企業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業大分類E(製造業)、F(電気、ガス、熱供給、水道業)、G(情報通信業)(一部除外するものの指定あり)</li> <li>・医療、医薬、化粧品、福祉用具、健康食</li> </ul>	<p>雇用促進奨励金</p> <p>○当該事業の用に供したことにより増加する被雇用者のうち、市内に住所又は居住地がある者(当該奨励金の交付申請年の1月1日現在)で、交付申請時において、1年以上継続して雇用されている者の総数に12万円を乗じた</p>

	<p>品、健康機器産業等</p> <p>※上記のいずれかに該当する工場を対象とする</p> <p>〈主たる要件〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.投下資金総額 2,500 万円以上</li> <li>2.当該事業の用に供したことにより、増加する被雇用者(日々雇い入れられる者を除く)のうち、市内に住所又は居住地がある者の数が6人以上(雇用保険法第9条の確認を受けた者であること)</li> <li>3.市税が期限内納付されている者</li> <li>4.その他 細目の要件あり</li> </ol>	<p>額</p> <p>※上記により算出した額を1年度間交付</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------

24303

三重県

木曾岬町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例	平成 30 年9月	基本計画同意日(平成29年9月29日)から起算して5年以内に、地域未来投資促進法第13条に定める知事の承認を受けた地域経済牽引事業の用に供する資産を設置すること。当該事業に供する家屋または構築物およびこれらの敷地である土地の合計取得額が1億円(農林漁業関連業種に係るもの等は5千万円)を超えるもの	土地、家屋及び構築物に係る固定資産税を3年間免除
木曾岬町企業誘致促進条例	令和元年 12月	木曾岬町内において、新增設する事業所の土地の面積が20,000 m <sup>2</sup> 以上かつ施設等の建ぺい率が40%以上(いずれも既存施設含む)を満たし、投下固定資産総額が7億円以上の場合	最長5年分の固定資産税について総額3億円を限度に奨励金として交付

24343

三重県

朝日町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置等〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
朝日町企業誘致奨励条例	H28.12	○事業所の新設または増設する場合、投下固定資産額が1億円以上かつ雇用従業員が常時5人以上で、町長が適当と認めたもの	奨励金 ○固定資産税額(土地、家屋及び償却資産) 1年目 100/100 2年目 75/100 3年目 50/100 (限度額3ヶ年で1億円以内)

24441

三重県

多気町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
農林漁業関連業種 5,000 万円	—	課税免除	固定資産税	3年間
その他業種 1 億円				

※地域未来投資促進法に伴う措置とする。

24442

三重県

明和町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設(製造事業用・旅館事業用設備) ※資本金1千万円以下 取得価格500万円以上 ※資本金1千万円超5千万円以下 取得価格1,000万円以上 ※資本金5千万円超 取得価格2,000万円以上	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
明和町事業所設置奨励条例	H17.9	〈対象地域・業種〉 町内全域 〈対象要件〉 事業所の新・増設において、 ①投資額(算定対象要件規定あり)が5千万円以上 ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外 ①「三重県の交付する補助金等からの暴力団排除要綱別表一」に該当する者 ②明和町総合計画の方針に基づいたものでない者 ③町長が指定することが適当でないとする者 ④町税を滞納している者	奨励金 ○事業所の新・増設に係る固定資産税額(賃貸事業の用に供するものを除く)に次の割合を乗じて得た額 ○3年間の合計限度額1億円(加算措置を含む) 1年目 100/100 (町内の工業団地内に事業所を設置し、事業を開始した場合(以下「工業団地内操業」という。)にあつては 150/100) 2年目 75/100 (工業団地内操業にあつては 100/100) 3年目 50/100 (工業団地内操業にあつては 75/100) ○加算措置 事業所の新增設に伴う新規雇用正社員(町内在住者に限る)1人の雇用につき25万円、新規雇用正社員(町内在住者に限る)が障が

			い者である場合は、1人の雇用につき35万円を基準年度から3年間で上限に、奨励金の額に加算して交付することができる。
明和町工場等開発行為に係る公共施設等整備措置に関する要綱	H17.11	〈対象地域〉 町内全域 〈対象業種〉 製造業、情報通信業、運輸業 〈対象要件〉 ①工場等建築のための開発行為 ②宅地以外土地 5,000 m <sup>2</sup> 以上 ③新たな工場等の延べ面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上、他	便宜供与 ○町管理の公共施設・公益施設の整備 ○事業費算定要件、事業費限度額あり

24443

三重県

大台町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設	2,700	—	不均一課税	固定資産税	1年目 0.14/100 2年目 0.35/100 3年目 0.7/100

24470

三重県

度会町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設 資本金 1,000 万円以下又は個人 500 資本金 5,000 万円以下 1,000 資本金 5,000 万円超 2,000 (半島振興法)		不均一課税	固定資産税	3年間

24471

三重県

大紀町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設(製造事業用・情報通信技術利用事業) 2,700	—	免除	固定資産税	3ヶ年
新增設(農村地域工業等導入促進法に定める地域内における、製造の事業の用に供する設備) 2,600	15人	免除	固定資産税	3ヶ年
新增設(製造業・旅館業) 資本金1千万円以下 500万円以上 資本金1千万円超 5,000万円以下 (1,000万円以上) 資本金5,000万円超(2,000万円以上)	—	不均一課税	固定資産税	3ヶ年

24472

三重県

南伊勢町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(1) 半島振興対策実施地域内の製造の事業又は旅館業(下宿業を除く。)の用に供する設備の新増設で、取得価額の当該投下固定資産額が、下記に示す額以上であること。 ・個人及び資本金 1,000 万円以下の法人 500 万円以上の取得等。 ・資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人 1,000 万円以上の取得等。 ・資本金 5,000 万円超の法人 2,000 万円以上の取得等。		不均一課税	固定資産税	3年間
(2) 過疎地域内における製造の事業、情報通信技術利用事業若しくは旅館業の用に供する施設の新増設で、当該投下固定資産額が 2,700 万円以上であること。		課税免除	固定資産税	3年間

24543

三重県

紀北町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円)	従業員(人以上)			
新增設 2,700 超 (製造業、情報通信技術利用業、旅館業)	—	課税免除	固定資産税	3年間
○製造業・旅館業 新增設 資本金 1,000 以下 500 以上 資本金 1,000 超～5,000 以下 1,000 以上 資本金 5,000 超 2,000 以上 ○農産物等販売業・情報サービス業等 新增設 500 以上	—	不均一課税	固定資産税	3年間

※ 土地は取得日の翌日以後1年以内に対象設備の建設着手が必要

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
紀北町工場誘致奨励条例	H17.10	①新設 ○常時雇用者 20 人以上 ②増設 ○新たに 10 人以上雇用 ただし、増設又は移転により 20 人以上雇用する場合は、新設とみなす。	奨励金 ○固定資産税額 1.新設3年間 100/100 2.増設 初年度 100/100 2年度 75/100 3年度 50/100

24561

三重県

御浜町

立地企業に対する税制上の優遇措置等)

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 資本金1,000万円以下又は個人500 資本金5,000万円以下 1,000 資本金5,000万円超 2,000	—	不均一課税	固定資産税	1年目 0.14/100 2年目 0.14/100 3年目 0.14/100

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
御浜町工場誘致条例	S59.3	<p>御浜町内において、物品の生産加工をする工業生産施設、又はこれに準ずる営利目的のため使用する設備の総合体(以下、「工場」とする。)を新設、又は増設する際に、土地の買収や埋立て、新たに設置した工場の建物、機械施設並びに工場に直接必要と認められる付帯施設に対する投下額又は投下予定額が以下の要件を満たしていること。</p> <p>①新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投下資金及び投下する計画の資金 2,000万円以上</li> <li>・常用従業員数 10人以上</li> </ul> <p>②増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投下固定資産額 1,000万円以上</li> <li>・常用従業員数 10人以上</li> </ul>	<p>奨励金</p> <p>○固定資産税額の</p> <p>1年目 100/100 2年目 75/100 3年目 50/100</p>

